

出産・子育て応援ギフト事業のご案内 (出産・子育て応援給付金)

1. 対象者

申請日において本別町に住民票がある妊婦および産婦等（所得制限はありません）

(1) 出産応援ギフト（5万円）

令和4年4月以降に妊娠届出を提出した妊婦の方

(2) 子育て応援ギフト（5万円）

令和4年4月以降に出生した乳児を養育する方



2. 申請方法

妊娠届出や出産日に応じて、次の表に記載する方法により申請書をお渡しします。いずれも妊娠届出時、後期受診券発行時や新生児訪問等での面談とアンケートに回答していただくことが支給要件となります。申請書およびアンケートに必要事項をご記入いただき提出願います。

対象者	出産応援ギフト(5万円)	子育て応援ギフト(5万円)
令和5年2月15日以降に 妊娠届出	妊娠届出時の面談実施後に申請書をお渡しします。	出産後の新生児訪問時の面談実施後に申請書をお渡しします。
令和4年4月1日～ 令和5年2月14日までに出産	対象となる方に申請書を送付します。一括10万円を支給します。	
令和4年4月1日～令和5年2月14日までに妊娠届出しており令和5年2月15日以降に 出産予定	【妊婦健診後期受診券発行後の方】	
	対象となる方に申請書を送付します。	出産後の新生児訪問時の面談実施後に申請書をお渡しします。
	【妊婦健診後期受診券発行前の方】	
	後期受診券発行時の面談実施後に申請書をお渡しします。	出産後の新生児訪問時の面談実施後に申請書をお渡しします。

※1 他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けている場合は対象外となります。

※2 妊娠届出時の面談実施後、流産等で出産にいたらなかった場合も出産応援ギフト（5万円）の対象となります。

【必要書類】

- ①申請書、アンケート（対象者に配布）
- ②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カードなど）
- ③振込先金融機関の口座確認書類（通帳、ネットバイキングのかたは電子通帳の画面等の画像）



出産・子育て応援給付金、妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

本別町健康管理センター（子育て世代包括支援センター）

〒089-3334 中川郡本別町北6丁目11番地4

電話：0156-22-2219（平日8:30～17:15）

FAX：0156-22-2916

E-mail:kenkok@town.honbetsu.hokkaido.jp

よくあるご質問

Q1 双子を妊娠した場合はどうなりますか？

出産応援ギフトは妊婦一人あたりの支給ですので5万円となります。また、子育て応援ギフトは子ども一人あたりの支給ですので多胎児の場合は5万円×人数分となります。

★双子の場合：出産応援ギフト5万円+子育て応援ギフト5万円×2 = 15万円支給

Q2 里帰り出産の予定です。その場合はどうなりますか？

里帰り先の新生児訪問等で面談を受けた場合においても住民票のある市町村が支給します。

Q3 妊娠届出後や出産後、転入・転出する場合はどうなりますか？

令和5年2月以降、妊娠届出時や出産後の面談を実施した後に転出した場合は本別町、転出先の市町村のいずれかに申請することができます。申請する市町村で面談を受ける必要があります。

Q4 申請から振り込みまでどのくらいかかりますか？

申請内容等を確認し、約1か月後にご指定の口座に支給します。支給が決定した場合、決定通知にてお知らせいたします。

Q5 振込口座は誰のものでも良いですか？

振込口座は申請者名義（出産応援ギフトは妊婦、子育て応援ギフトは児童を養育する方）の口座が望ましく、異なる場合は申請者から口座名義人への委任状が必要です。申請書裏面の委任状への記載をお願いします。

